



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

621	管理理容師資格認定講習会の指定	(食品・生活衛生課).....	1
622	管理美容師資格認定講習会の指定	(").....	1
623	和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定	(薬務課).....	2
624	紀の川用水土地改良区の役員の就退任	(農業農村整備課).....	3
625	住持中左近両溜池土地改良区の定款変更の認可	(").....	5
626	平成23年和歌山県告示第685号(漁業災害補償法の規定による区域及び区分の指定)の一部改正	(水産振興課).....	6
627	公共測量の終了	(技術調査課).....	6
628	随意契約の相手方の決定	(警察本部).....	6

告 示

和歌山県告示第621号

理容師法(昭和22年法律第234号)第11条の4第2項に規定する管理理容師資格認定講習会を次のとおり指定した。

平成30年5月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 主催者の名称及び住所

- (1) 名称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター
- (2) 住所 東京都江東区有明三丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟9階

2 会場の運営及び設営の窓口となる事務所の名称及び所在地

- (1) 名称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター近畿ブロック事務所
- (2) 所在地 大阪府中央区谷町一丁目3-1 双馬ビル4階401号室
- (3) 電話 06-6942-6453

3 講習会の日程及び会場

(1) 日程

- 第1日 平成30年10月29日
- 第2日 平成30年11月5日
- 第3日 平成30年11月12日

(2) 会場

- 和歌山ビッグ愛
和歌山市手平二丁目1-2 (電話 073-435-5200)

4 受講料 16,000円

和歌山県告示第622号

美容師法(昭和32年法律第163号)第12条の3第2項に規定する管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定した。

平成30年5月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 主催者の名称及び住所
 - (1) 名称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター
 - (2) 住所 東京都江東区有明三丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟9階
- 2 会場の運営及び設営の窓口となる事務所の名称及び所在地
 - (1) 名称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター近畿ブロック事務所
 - (2) 所在地 大阪府中央区谷町一丁目3-1 双馬ビル4階401号室
 - (3) 電話 06-6942-6453
- 3 講習会の日程及び会場
 - (1) 日程
 - 第1日 平成30年10月29日
 - 第2日 平成30年11月5日
 - 第3日 平成30年11月12日
 - (2) 会場
和歌山ビッグ愛
和歌山市手平二丁目1-2 (電話 073-435-5200)
- 4 受講料 16,000円

和歌山県告示第623号

和歌山県菓物の濫用防止に関する条例(平成24年和歌山県条例第83号)第11条第1項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定する。

平成30年5月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 知事監視製品
 - (1) 次の写真に示すとおり、「STUPID」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
 - (2) 次の写真に示すとおり、「穴パウ」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
 - (3) 次の写真を付して、「New challenger」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
 - (4) 次の写真に示すとおり、「Black cherry」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
 - (5) 次の写真を付して、「BOMB」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
 - (6) 次の写真に示すとおり、「sex herb」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
 - (7) 次の写真を付して、「love cliché」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
 - (8) 次の写真を付して、「Deep night」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
 - (9) 次の写真に示すとおり、「ゴメオ∞スペシャル」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
 - (10) 次の写真に示すとおり、「潮吹き」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
 - (11) 次の写真に示すとおり、「Triple Juicy」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
 - (12) 次の写真に示すとおり、「SUPER SEX」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
 - (13) 次の写真に示すとおり、「淫乱ウケ ver2」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
 - (14) 次の写真を付して、「with love」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
 - (15) 次の写真に示すとおり、「狂SEX」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
 - (16) 次の写真に示すとおり、「ドロドロリキッド since2007」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。

- (17) 次の写真に示すとおり、「濃密トコロテン」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (18) 次の写真に示すとおり、「Crazy Sexnista」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (19) 次の写真を付して、「秘宝感」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (20) 次の写真に示すとおり、「Platon」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (21) 次の写真に示すとおり、「NaMe²」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (22) 次の写真に示すとおり、「Pussy the Max」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (23) 次の写真に示すとおり、「Namestar」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (24) 次の写真に示すとおり、「Bin Bin Bing」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (25) 次の写真に示すとおり、「Maguwai」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (26) 次の写真に示すとおり、「LEGEND」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (27) 次の写真に示すとおり、「Māra XXX」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (28) 次の写真に示すとおり、「Hanabira Jin Jin」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (29) 次の写真に示すとおり、「Hentai Kibun」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (30) 次の写真に示すとおり、「Deep Eros」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (31) 次の写真に示すとおり、「Hyper Virgin」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (32) 次の写真に示すとおり、「Extreme Ace」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (33) 次の写真に示すとおり、「Max Point」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (34) 次の写真に示すとおり、「Red Spear」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (35) 次の写真に示すとおり、「Gold Crash」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (36) 次の写真に示すとおり、「SEX ITEM」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (37) 次の写真に示すとおり、「Super Dash」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (38) 次の写真に示すとおり、「DOLL HOUSE」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (39) 次の写真に示すとおり、「NYX」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (40) 次の写真に示すとおり、「Body Conscious」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (41) 次の写真を付して、「DOLL SET-A」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (42) 次の写真を付して、「DOLL SET-B」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (43) 次の写真を付して、「DOLL SET-C」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (44) 次の写真を付して、「NYX SET」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (45) 次の写真を付して、「QUAD SP SET」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (46) 次の写真に示すとおり、「GREEN BREATH」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (47) 次の写真に示すとおり、「Blooming Breath」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。

(次の写真は、省略し、その写真を和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立保健所に備え置いて縦覧に供する。)

2 指定理由

興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼすことが標ぼうされ、その製品の用途及び使用方法に反して、身体に使用されるおそれがあるため

3 施行期日

平成30年5月22日

和歌山県告示第624号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により紀の川用水土地改良区の役員について

次のとおり公告する。

平成30年5月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 退任した役員(平成30年4月7日退任)

職名	氏名	住所
理事	石橋鎮雄	橋本市隅田町中島551番地
理事	辻本敬治	橋本市隅田町垂井78番地
理事	窪田洋	橋本市恋野1899番地
理事	北川浩史	橋本市清水195番地の1
理事	東勝巳	橋本市妻二丁目1番25号
理事	岡本彰文	橋本市柏原288番地
理事	大久保明弘	橋本市高野口町応其288番地の1
理事	福井博一	橋本市高野口町伏原631番地
理事	寺本忠行	橋本市高野口町名古屋207番地
理事	大矢泰弘	橋本市高野口町大野1029番地の1
理事	稲垣清隆	伊都郡九度山町大字九度山690番地
理事	森田敏一	伊都郡かつらぎ町大字西飯降50番地の1
理事	土井郭彰	伊都郡かつらぎ町大字笠田中446番地
理事	薄月伸孔	伊都郡かつらぎ町大字大谷96番地
理事	向井博之	伊都郡かつらぎ町大字佐野1193番地の1
理事	齊藤榮一	紀の川市平野768番地
理事	辻吉英	紀の川市江川中22番地5
理事	北田義則	紀の川市名手市場1350番地1
理事	前田敏行	紀の川市南志野303番地
理事	森下敏幸	紀の川市粉河3379番地
理事	辻内清剛	紀の川市馬宿346番地
理事	鈴木哲夫	紀の川市下丹生谷145番地
理事	児玉之良	紀の川市藤井836番地
理事	村田禎秀	紀の川市深田27番地
理事	清水敏夫	紀の川市重行143番地3
理事	中野雅紀	紀の川市北勢田252番地
理事	吉田弘	紀の川市広野44番地
理事	向井和子	紀の川市古和田531番地1
理事	馬場正義	紀の川市西三谷436番地
理事	佐野真澄	紀の川市豊田305番地
理事	瓦間茂	岩出市根来899番地の2
理事	梅田義人	岩出市東坂本152番地
理事	小山清	岩出市西安上170番地の2
理事	今井英夫	和歌山市山口西440番地
理事	舟木榮	紀の川市東野154番地1
監事	辻脇均	橋本市高野口町小田316番地
監事	森田泰次	紀の川市平野5番地
監事	宮本和夫	和歌山市上黒谷180番地

2 就任した役員(平成30年4月8日就任)

職名	氏名	住所
理事	水林裕	橋本市隅田町中島455番地
理事	仲完治	橋本市隅田町垂井589番地
理事	窪田洋	橋本市恋野1899番地
理事	神谷元博	橋本市清水482番地の3
理事	阪下時雄	橋本市市脇二丁目5番10号
理事	森本敬司	橋本市柏原275番地
理事	大久保明弘	橋本市高野口町応其288番地の1
理事	岩倉啓哲	橋本市高野口町小田407番地
理事	辻本洋	橋本市高野口町名古屋642番地
理事	大矢泰弘	橋本市高野口町大野1029番地の1
理事	前田彦尚	伊都郡九度山町大字慈尊院114番地12
理事	森田敏一	伊都郡かつらぎ町大字西飯降50番地の1
理事	土井郭彰	伊都郡かつらぎ町大字笠田中446番地
理事	薄月伸孔	伊都郡かつらぎ町大字大谷96番地
理事	向井博之	伊都郡かつらぎ町大字佐野1193番地の1
理事	木下郁敏	紀の川市名手下210番地
理事	榎阪妃佐子	紀の川市江川中134番地5
理事	北田義則	紀の川市名手市場1350番地1
理事	奥登季夫	紀の川市長田中433番地
理事	森下敏幸	紀の川市粉河3379番地
理事	堀内俊孝	紀の川市馬宿608番地
理事	木村貞信	紀の川市上丹生谷842番地
理事	児玉之良	紀の川市藤井836番地
理事	西岡安雄	紀の川市別所22番地
理事	中井均	紀の川市池田新369番地
理事	中野雅紀	紀の川市北勢田252番地
理事	松山源春	紀の川市東大井273番地
理事	中坂政廣	紀の川市南中225番地2
理事	根来孝三	紀の川市東三谷225番地
理事	山下輝修	紀の川市登尾262番地
理事	瓦間茂	岩出市根来899番地の2
理事	福田義信	岩出市新田広芝421番地
理事	小山清	岩出市西安上170番地の2
理事	今井英夫	和歌山市山口西440番地
理事	舟木榮	紀の川市東野154番地1
監事	辻脇均	橋本市高野口町小田316番地
監事	森田泰次	紀の川市平野5番地
監事	吉田弘	紀の川市広野44番地

和歌山県告示第625号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、住持中左近両溜池土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

平成30年5月22日

和歌山県告示第626号

平成23年和歌山県告示第685号(漁業災害補償法の規定による区域及び区分の指定)の一部を次のように改正する。

平成30年5月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表を次のように改める。

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
和歌山北漁業協同組合の地区	和歌山市田野に住所又は根拠地を有する者が総トン数20トン未満の動力漁船を使用して行う小型機船底びき網漁業	田野浦底びき網
	和歌山市田野に住所又は根拠地を有する者が行う漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業のうち田野浦底びき網加入区の区分に属さない漁業	田野浦その他
和歌山東漁業協同組合の地区	東牟婁郡串本町出雲又は潮岬に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う棒受網漁業を主とする漁業	出雲・上野棒受網
	東牟婁郡串本町田並又は和深に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う棒受網漁業を主とする漁業	田並・和深棒受網
	東牟婁郡串本町古座に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う一本釣漁業を主とする漁業	古座一本釣
	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業のうち串本棒受網、串本曳縄、串本一本釣、串本刺網、橋杭棒受網、橋杭曳縄、橋杭一本釣、出雲曳縄、出雲一本釣、田並曳縄、和深曳縄、和深一本釣、上野一本釣、串本小型定置、出雲・上野棒受網、田並・和深棒受網、浦神刺網、浦神一本釣、浦神棒受網、須江棒受網、南紀第1、南紀第4、須江曳縄、下田原刺網、有田一本釣及び古座一本釣加入区の区分に属さない漁業	和歌山東漁業協同組合 その他

和歌山県告示第627号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき和歌山市長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成30年5月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 公共測量(数値地形図修正)
- 2 作業期間 平成30年1月19日から同年3月27日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市の一部

和歌山県告示第628号

IC運転免許証作成用消耗品の購入について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等

又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成30年5月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

- (1) カード基体 300枚×3入（一般） 62箱
- (2) カード基体 300枚×3入（優良） 55箱
- (3) カード基体 300枚×3入（新規） 9箱
- (4) 経歴証明書カード基体 300枚 7本
- (5) IC用リボンセット（2,000枚×1入×7種） 58箱

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県警察本部警務部会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地1

3 随意契約の相手方を決定した日

平成30年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社DNPアイディーシステム
東京都新宿区新宿四丁目3番17号

5 随意契約に係る契約金額

- (1) カード基体 300枚×3入（一般）
1箱当たり 485,028円
- (2) カード基体 300枚×3入（優良）
1箱当たり 485,028円
- (3) カード基体 300枚×3入（新規）
1箱当たり 485,028円
- (4) 経歴証明書カード基体 300枚
1本当たり 162,648円
- (5) IC用リボンセット（2,000枚×1入×7種）
1箱当たり 151,200円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第11条第1項第2号に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。